

Title	法・地域・都市：近代ドイツ地方自治の歴史的展開
Author(s)	三成, 賢次
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41132
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	三 成 賢 次
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 1 4 2 3 5 号
学位授与年月日	平成 11 年 1 月 7 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	法・地域・都市 —近代ドイツ地方自治の歴史的展開—
論文審査委員	(主査) 教授 林 毅 (副査) 教授 中尾 敏充 教授 村上 武則

論 文 内 容 の 要 旨

本書は三部構成をとっている。第1部の「法と自治」では、近代プロイセンの地方自治制度を概観し、それを前提にしてプロイセン自治制度の独自性と問題点を論じている。第1章では、論文を発表したときの教科書的な叙述をそのまま残し、プロイセンにおける地方制度の発展を知るための概説として位置づけ、シュタイン都市条令にはじまるプロイセン地方自治制の19世紀における発展過程をあとづけている。歴史的展開の概観をふまえて、つぎに第2章では、「名誉職」の問題をとりあげている。近代プロイセンの地方自治のもとで歴史的に発展してきた「名誉職制」という市民自治としての法的側面を検討し、さらにそれが日本へ継受される過程で継受媒介者によっていかに変容していったかを論じている。第3章では、名誉職的な自治の発展を考慮にいれつつ、プロイセンにおける国家とゲマインデの関係を、「国家監督」という概念を軸に再検討している。プロイセン諸都市における自治行政は、19世紀後半からの市民的自治の展開にもかかわらず、つねに県庁 Regierung を中心とした監督機関による国家監督のもとにおかれており、国家の官僚的支配が直接かつ確実に自治行政に介入することができる法構造になっていたことを明らかにした。

ついで第2部「地域と自治」では、プロイセンのなかでも西部に位置するライン地域をとりあげ、同地域における自治の歴史構造を考察している。ライン地域は、ドイツのなかでも早くから工業化が進み、フランス支配を経験したことによってプロイセン本国とは異質な社会構造をもっていた。そのライン地方をプロイセンがどのように併合していったのか、それを地方自治の問題としてとらえ、けっして一枚岩ではない19世紀プロイセンの地方自治のあり方を考察しようとしたものである。第4章では、プロイセン西部の一州となったライン州の地方制度の形成過程を検討し、ライン地域においては、同地域がプロイセンへ再併合されたあともフランス型の地方制度が維持され、さらにプロイセン政府とのせめぎ合いのなかでライン地域独自の地方自治制度が形成されていったことを明らかにしている。第5章では、19世紀前半いわゆる三月前期に創設される州議会の構造を検討し、そしてその州議会を政治的な舞台にして、ライン州の住民がライン法制の独自性をまもり、あるいは独自の法制を制定するためにどのような運動を展開したかを、担い手の問題を視野にいれながら論じている。そして、地方自治には直接関係はないが、第6章では陪審制の問題をとりあげている。当時において陪審制は、ライン地域の自律性を象徴する法制度であった。ここでも陪審制の担

い手と制度内容とのかかわりに焦点をあてつつ、地方制度と同様に、参加資格すなわち陪審員資格において有産者が優遇され、また陪審の管轄も窃盗事件という財産事件がとくにその対象とされるなど、三月前期のプロイセン・ライン州における「自治」の地域的な特殊性を明らかにした。

第3部「都市と自治」は、考察の対象をさらにマイクロ化し、地方自治のなかでもとくに都市法制と都市自治行政をとりあげ、その際ライン地域有数の大都市であるケルンにおける都市自治の歴史的展開をあつかった。19世紀後半からプロイセンでは、著しい人口増加と工業化の飛躍的な発展とともに都市における行政課題が増大し、それとともに近代的な都市自治行政の諸制度が構築されていく。第7章では、旧体制下のケルン市制の構造をふまえつつ、フランス支配期以降、ケルンの市制がどのように変容し、近代的な地方自治体としての法制と組織を整えていったのかを考察している。第8章では、ライン州における近代都市法制を確立した1856年の都市条令を素材に、プロイセン地方自治制におけるライン都市法制の共通性と独自性を解明した。第9章では、またケルンを対象にして、1856年の都市法制のもとでどのような都市行政を展開したのかを、財政の面から検討しようとしたものである。19世紀半ばからケルンでも「都市化」、つまり都市自治行政が展開していくとともに、市の財政構造が大きく変容し、行政活動に対応しうる安定した財政基盤を構築しようとした過程を、市予算書などの史料の検討を通じて明らかにした。

本書は、第1部の概観的、理論的な叙述をうけて、第2部でそれが地域レベル、具体的にはライン地域という一定の地域でそれがどのように具体化されていったかを考察し、そしてさらに第3部で、都市レベルまでその視点を掘り下げて、プロイセンにおける地方自治の発展をより具体化されたかたちで見たいとしたものである。つまり、法レベル、地域レベル、そして都市レベルという、一般から個別へとそれぞれの相において近代プロイセンの地方自治の歴史的展開を解明しようとしたものである。

しかし、個別的な検討から、またもう一度第1部で示された問題意識に戻ることになる。つまり、近代プロイセンの地方自治をどのように理解するかということである。これは、いまなおわが国の地方自治研究の一つの課題である。プロイセンの地方自治制にたいする中央集権的な自治つまり「官治」のイメージは、一般的にはかなり薄らいできている。むしろ今日では、名誉職自治による市民的自治の側面が強調されるようになり、近代日本の地方自治制との違いやプロイセン地方自治制そのものの歴史的特性が注目されてきている。本書でも、基本的にはそうした視点からプロイセン地方自治制を検討した。

しかし、「国家監督」の問題をどのように理解するかという課題が残されている。国家とゲマインデとの関係は、たしかにこれまでのように「官治」だけではとらえきれない。しかし、本書の第3章で明らかにされたように、まったく自由な自治ではなかったこともまたたしかである。「国家監督」という枠組みのなかで、ゲマインデがどのような自治行政を展開できたのか、プロイセン政府、具体的には地方行政の要であった県庁がそれにたいしてどのような介入、調整を試みたのか。19世紀後半から構築されていくドイツ公法学における地方自治論をふまえて、国家とゲマインデの関係を具体的に探っていくこと、このことが近代ドイツの地方自治研究における新たな課題となってきていることを本書は示唆しているのである。

論文審査の結果の要旨

近代ドイツ地方自治制史の研究は、わが国において特に次の二点において重要な意義を有する。すなわち、まず第一は、明治時代にドイツ（プロイセン）の地方自治制を継受することによって形成されたわが国の近代地方自治制の源流を探るということである。そして第二には、中央集権と東京一極集中の弊害を排除するために地方分権を推進することが最重要な課題の一つとされている今日、わが国にふさわしい地方分権のあり方を探し出すためには、外国の地方自治制とその歴史を比較法的及び比較法史的に考察することが必要不可欠だからである。

それ故わが国においては、従来もその研究がかなり活発に行われてきたが、これ迄の研究は、主としてプロイセン本国の地方自治制を対象としてなされてきた。そのような学界の状況の中で、三成氏は、プロイセンの中で先進地帯として特に重要な位置にあるライン州における地方自治制について初めて本格的な研究を行い、貴重な成果をあげた。その業績はわが国の学界の研究水準を一段と高めるものであり、高く評価されるものである。従って本論文は、博士（法学）の学位に十分価するものと判断することができる。